

# 英國の公教育における宗教教育 —その制度的位置づけをめぐって—

柴 沼 晶 子

## はじめに

筆者は本年（2004年）5月に村岡健次氏より氏の「近代イギリス民衆史の再検討—宗教教育の視角から」（藤田英典他編『教育学の最前線』教育学年報10、世織書房、2003年所収）と題する論文のコピーをお送りいただいた。そこで氏は、イギリスでは1944年のバトラー法以降宗教教育が義務教育で必修とされ今にいたっているが、このことは教育史を比較史の立場からみると「注目に値する事実」である、しかし戦後わが国における近代イギリス民衆史研究のなかでは、つい最近に至るまでこのことは正面から取り上げられることがなかった、とのべ、その原因として以下の理由を挙げられている。

「戦後のわが国の教育はそれ以前の国家神道と皇国史觀を基調とする超国家主義教育を否定し、政教分離を規定する新憲法の下、1947年の教育基本法と学校教育法にもとづいて民主主義社会と国家の建設を課題として出発した。このことがイギリス教育史研究者の多くに「近代公教育の成立と発展の過程」というテーマを中心とした制度史や政策史の形をとらせることになったが、その際「近代公教育の成立と発展の過程」を分析するにあたって義務教育、無償教育、世俗教育からなる「近代公教育の三原則」がもちこまれ、これらの三原則の確立される歴史が「近代公教育の成立と発展の過程」なのだとなかばア・プリオリに理解されることになった。」しかし氏は、「イギリスの場合この世俗教育の原則はまさに公教育で宗教教育が義務化されているのであるから、どう見ても一つの歴史原則として妥当するとはいがたい。しかしわが国における戦後のイギリス公教育史の通説は、このことを不問に付すか、正面から正視することなく、今日にいたった」と指摘されている。

さらに氏はこれらの先行研究の意義を認めながらも、これまで扱われることのなかった宗教教育の視角からイギリス民衆教育史を再考することが今後の課題として残されている、とのべられている。（村岡、pp.139～144）

村岡氏のこの指摘は、これまでイギリスの公教育における宗教教育というテーマを細々ながらも追い続けてきた筆者にとってまことに勇気づけられるものであった。とくにイギリスの公教育における宗教教育の位置づけから、

わが国の研究者の間で公理となっているいわゆる「近代公教育の三原則」なるものに近年疑義を唱えてきた筆者にとって、思いがけなく強力な支援をいただいたと思っている。わが国の英国教育史研究において近代公教育制度の成立史を中心にいくつかの先行研究が蓄積されてきたが、これらはこの村岡論文が指摘するように、近代公教育制度の成立を義務教育、無償制度、世俗主義の確立をその条件とする立場が一般的である。たとえば英國の近代公教育の成立と展開を詳細に論じた大田直子氏の『近代イギリス教育政策史研究』では、宗教教育についての主導権抗争の問題が教育法成立をめぐる政党の政策と絡めて詳しく論述されている。しかしながら、同著は近代公教育制度の成立のメルクマールを「義務制」「無償制」「世俗主義」の樹立にあるとして、英國では最後の問題が今日に至るまでも解決していないとのべられている<sup>(1)</sup>。

しかしながら筆者は、公教育と宗教の問題についてはそれぞれの国が特有の解決パターンをとってきたのであって、アメリカ合衆国やフランスの政教分離が近代公教育制度の普遍的なモデルであるとはいえない、したがって英國の場合その歴史的経緯によって私立学校を公立学校に並存させる二重制度(dual system)から公教育制度に私立学校を包摂する「英國的解決法」<sup>(2)</sup>をとってきたという史実をふまえて、宗教教育を現代の公教育に位置づけていることの意味を問うことが重要ではないかと思う。公教育における宗教教育の問題は現在に至るまで論争的な問題ではあるが、教育の世俗主義を近代公教育の必須条件と規定するならば、英國（ドイツをはじめとする、多くの国々も同様に）はその教育の完全な近代化をいまだに果たしていないことになる。このように公教育における宗教教育の問題を政教分離の問題に還元してしまうことに疑惑をもたざるを得ない。さらにもう一つの問題は、公教育の世俗主義を徹底することは公教育において知的教育を第一義的なものとみなし、宗教の領域を含む道徳的価値的教育を周縁に追いやることになる。ここに、江原武一著『世界の公教育における宗教』が問題提起しているように、高度な知識教育の向上を教育の主な目的としている現代教育がそのひずみを顕現させている理由があるといえるのではなかろうか<sup>(3)</sup>。

村岡氏は、イギリスの民衆教育史を宗教教育の視角から再検討するうえで、「宗教教育が世俗教育の拡大と並んで終始近代イギリス民衆教育史の二本柱であったという事実を確認すること」および「1994年以降それまで自由放任にゆだねられていた宗教教育が何故国家権力の直接的行使である義務教育に転換したのか」という問題が重要であるとしている。本小論ではこれらの課題に迫る前段階として、1870年基礎教育法<sup>(4)</sup>と1944年教育法を成立させた時代背景と両教育法における宗教教育に関する規定を比較して、現在英國

が公教育に宗教教育を義務付けている歴史的経緯を概略跡付けてみたい。  
(なお本論では英國をイングランドとウエルズに限定している。)

### 1. 英国の公教育制度成立史における宗教的困難

英國の教育通史には「宗教的困難 (religious difficulties)」なる語が索引項目に必見され、この「困難」は近代公教育制度の成立とその展開を阻んできた積年の論争的問題であった。現行の英國の教育法の基本である1988年教育改革法は、公費維持学校において基本教科のカリキュラムとともに宗教教育を義務化している。公費維持学校には教会によって設立されたいわゆる有志立学校 (voluntary school) も含まれており、それらは宗派的な宗教教育を行なうことが出来るが、地方教育委員会—Local Education Authority (LEA) の設立したカウンティ・スクール (現在はコミュニティ・スクール) は非宗派的な宗教教育を行うべきことが定められている。この1988年教育改革法の宗教教育の規定は1944年教育法における宗教教育の詳細を定めた25条から30条にわたる宗教教育に関する規定を基本的に踏襲している。この1944年教育法による宗教教育の規定は以下にみるように少なくとも三世紀にわたる抗争と妥協が積み重ねられて一応の解決を見たものであった。

他のヨーロッパ諸国と同様に、英國においても中世以来教育を担ってきたのはキリスト教会であり、その活動拠点として庶民のための学校が18世紀に出現した際も、初步教育として誕生した慈善学校と聖書やカテキズムを中心とする宗教・道徳教育とそれに 3Rs を内容とする日曜学校がその大勢を占めていた。教育は教会の管轄下にあり、キリスト教は教育の基本をなすものであるとの共通理解があった。1820年にすべての国民のための教育制度を提案したブローアムの法案以降、1870年にいたるまで、いくつかの公教育法案は教育における教会の主権が侵されるという危機感と宗教教育のあり方をめぐる論争によって陽の目を見ることなく葬り去られてきた。それは国家と教会側との教育をめぐる主導権争いという単純な構図ではなく、そこに教会間の主導権争いが絡んだ政治的抗争を巻き込んだものであった。即ち国教会による学校支配によって伝統的な宗教教育の継承を図ろうとする立場と、宗教的平等を得ることによって英國の政治的・社会的枠組みの変革を求めてこれを阻もうとする非国教徒の立場を、それぞれ対立する保守、自由の政治勢力が代弁し、そこにさらにいわゆる進歩的な勢力が加わり、複雑な様相を呈していた。概して言えば、保守党は英國国教徒の立場を、自由党は非国教徒の立場を代弁し、さらに小規模ではあるが影響力のあるラディカルズ<sup>(5)</sup>が

非国教徒の側につき、彼らは政府に世俗教育のみを主張、あるいはそれが非現実的な場合には非宗派的な宗教教育を主張していた。したがって本来の目的が公教育体制の整備であっても、その法案が宗教問題によって紛糾し、その進展を膠着状態に陥らせることになる。宗教教育問題がもはや法案審議の主要論点ではないといわれる時代になっても、この抗争が火種として残ってきたのである<sup>(6)</sup>。

英国における教会をバックにした有志立学校への依存は、国家の教育への消極的姿勢の表れでもあったが、そこには国家の教育機関の供給や財政援助は思想の自由を脅かすとか、政府の援助はボランタリーな慈善活動を衰退させずむしろ促進するような方針を探るべきであるという主張が影響していた<sup>(7)</sup>。それは公教育制度樹立への最初のステップとも言われる1833年の基礎教育学校への国庫助成が、庶民の教育を担っていた既存の二つの協会に与えられたことにも表れている。すなわち国民教育への最初の国家の介入は1810年代からモニトリアル・システムによって規模を拡大しつつあった英國国教会をバックとしたと国民協会 (National Society) と非国教派をバックにした英國・海外教育協会 (British & Foreign School Society) が設立する有志立学校 (voluntary school) に、学校建築に必要な金額の半分が寄付によって集められた場合に限り、学校建築費に補助金を配分する形で発足した。前者のナショナル・スクールはすべての宗派の子ども達を受け入れたが、生徒は欽定聖書を読むことと教会の祈祷書と、十戒、使徒信条、主の祈からなるカテキズムでキリスト教の基本教義が教えられ、日曜日には英國国教会に出席しなければならなかった。教師は国教徒のみであった。一方後者のブリティッシュ・スクールでは「読み方のレッスン」で欽定聖書の抜粋が教えられたが、カテキズムや教会の教義は学校では教えられなかった。しかし生徒は規則的に両親の所属する教会に出席することを課せられていた。内外教育協会は排他的な国民協会を嫌う非国教徒以外の人々にも広く支持されたが、教師は聖書の説明を明らかに福音主義的な立場で行なったので、教育は結局非宗派的なものではないとみなされた。したがってローマ・カトリック教徒は欽定聖書を読むことを拒否した。

最初の補助金は前者の690校を対象に11,000ポンド、後者の190校に9,000ポンドが支払われた。その後補助金額は増大し、1859年には723,000ポンドに達したとされる。「イングランドの庶民の教育状態を調査し、国民のすべての階級に健全な安上がりの初步教育を普及させるための方法を考え報告する」ことを目的としたニューカッスル委員会の報告書（1861年）は、国庫負担の増加に対処するために生徒の学業成績によって国税に加えて地方

税での援助を行なうことを勧告した。この勧告を政府は国庫負担の増大にもかかわらず受け入れなかつた。その理由は地方行政組織がまだ整っていないこと、また地方税による援助は地方のコントロールを招き公正な宗教の扱いを妨げることが懸念されること、さらに一般会計からの税ではなく特別税としての地方税からの援助は宗教教育への政府の援助に対する反対を刺激する、というものであった。1862年の改正教育法典 (Revised Code) は同委員会の提案を具体化して、生徒の年間平均出席率、出席日数、学業成績によって学校維持費の援助額を決めるいわゆる「出来高払い (payment by result )」制度を導入して経費の節約と効率化を図ったが、注目すべきことはその際学業成績の対象になるのは3Rsであつて、宗教教育は評価の対象外に置かれたことである<sup>(8)</sup>。

19世紀後半から英國では国力増強に不可欠な庶民の教育を普及するために全国的な基礎教育を制度化することが喫緊の課題となっていた。マーフィーは公教育制度を成立させるにあたって直面していた問題点を次のようにあげている。①現状を打破するために新しい学校を加えた制度の枠組みを構想しても、既存の学校をどのように位置づけるかという問題、②地方税によって新しい学校を設立する場合の地方政府のコントロールの問題、(国庫補助よりも地方税からの補助の方がコントロールを警戒される) ③さらに教会と無関係の新設の学校で世俗教育のみを行なうのか、あるいは宗教教育を何らかの形で認めるのかの問題、について意見の一致が得られないことであった。(Murphy, 1972, p.26)

しかし1867年のパリで開かれた万博は1850年の第1回万博で自国の文明を世界に誇った国民に自国がいまやヨーロッパ諸国及びアメリカでの工業の発展に遅れを取り始めているという危機感を抱かせ、もはや公教育制度の樹立を上の問題で遅らせることはできないことを認識させた。

## 2. 1870年基礎教育法における宗教教育の位置づけ——二重制度の発足

1867年の選挙法改正によって保守党を制覇した自由党はグラドストーン内閣においてラディカルズのフォースター<sup>(9)</sup>のもとで1870年に宿願の基礎教育法を成立させた。この1870年基礎教育法案の審議経過については先行研究<sup>(10)</sup>に譲り、同法の学校制度と宗教教育をめぐる規定の大要を見てみよう。

フォースターは全国の庶民の基礎教育の状況が憂うべき状態であることを訴えて全国にあまねく基礎学校を設置することに取り組んだ。そのために既存の有志立学校の不足するところに「隙間を埋める (filling the gaps)」た

めに公立の学校を補充する方針を立てた。手順としてまず全国の既存の学校の実態調査を行い、学校の供給が不十分な地区に公選の学務委員会（school board）を設立し、学務委員会が学校を公費（地方税）によって設置することにした。ここに公立の学校（elementary school）が始めて誕生することになった。ただし、この調査によって有志立学校の不足する学区に学務委員会立学校を補う前に6ヶ月の猶予期間を設け、その間に諸教会が学校を国費助成によって設置することを認めた。

新しく設置される学務委員会立（以下公立）学校で宗教教育を行なうかどうかは学務委員会や学校に任された。その場合、1. 宗教教育を行なわない、2. 解説なしで聖書を読む、3. 非宗派的な聖書の教授、の三つの選択肢があった。さらに宗教教育を行なう場合に特定の宗派の教義や儀式を禁ずるクパー・テンプル（提案者の名）条項を定めた。同時に、有志立学校では、親が申し出る場合その子女を宗教教育から退出させることのできる、いわゆる「良心条項」<sup>(11)</sup>を義務付け、さらにこの退出が容易になるように宗教教育は一日の時間割の最初または最後に行なべきことを定めた。このため同法のこの規定は「時間割良心条項」（timetable conscience clause）と呼ばれている。現在に至るまでこれらの二つの条項は適用されている。（ただし、時間割条項は1944年法で撤廃されている。）

1870年基礎教育法を構想したフォースターは「全国をよい学校でカバーする」ために①親が子どもの教育に关心を持ち、その義務を怠らないようにする②費用をできるだけ少なく③既存の優れた学校をできるだけ生かすだけでなく「民間の努力に期待する」ということを基本方針としていた。この既存の教会による有志立学校をまず優先したために、いわゆる公教育における二重制度が発足したことになる。このために同法は多くの葬られた法案の後に漸くたどり着いた宗教的、財政的な問題の妥協の産物であったといわれる。それまでの諸法案に盛り込まれていた義務制、無償制という点でも課題がのこされていた。学務委員会が設置されない地区には後に就学督促委員会（school attendance committee）を設置せざるを得なかつたし、「親の教育への関心を失わせないために」公立学校においても無月謝制はとらなかつた。

さきにのべたように、公立学校における宗教教育は学務委員会または各学校の選択に任されていたが、学務委員会のほとんどが宗教教育を行なうことを選択した。トマス・ハックスリーが委員長になった最も進歩的であると言われたロンドン学務委員会でも、非宗派的な宗教教育をおこない、多くの学務委員会がこれに倣ったといわれている。学務委員会は公選制であったため、

表1 学務委員会立学校と有志立学校 1870-1900

| 年    | 学校設立母体    | 学校数    | 生徒数       |
|------|-----------|--------|-----------|
| 1870 | 英國国教会     | 6,382  | 844,334   |
|      | ローマ・カトリック | 330    | 66,066    |
|      | 非国教会      | 1,549  | 241,989   |
|      | 有志立学校・計   | 8,281  | 1,162,389 |
| 1880 | 英國国教会     | 11,416 | 1,471,615 |
|      | ローマ・カトリック | 758    | 145,629   |
|      | 非国教会      | 1,438  | 243,012   |
|      | ウエスレイ派    | 569    | 121,408   |
|      | 有志立学校・計   | 14,181 | 1,981,664 |
| 1890 | 学務委員会     | 3,433  | 769,252   |
|      | 英國国教会     | 11,922 | 1,682,167 |
|      | ローマ・カトリック | 946    | 193,838   |
|      | 非国教会      | 1,365  | 255,496   |
|      | ウエスレイ派    | 551    | 131,934   |
| 1900 | 有志立学校・計   | 14,787 | 2,263,435 |
|      | 学務委員会     | 4,714  | 1,468,892 |
|      | 英國国教会     | 11,777 | 1,885,802 |
|      | ローマ・カトリック | 1,045  | 255,036   |
|      | 非国教会      | 1,079  | 229,032   |
|      | ウエスレイ派    | 458    | 125,727   |
|      | 有志立学校・計   | 14,359 | 2,486,597 |
|      | 学務委員会     | 5,758  | 2,201,049 |

選ばれた委員によってその学区の宗教教育の内実が左右されることになる。そのために教会側は学務委員会に候補を立て、その影響力を行使しようと教会間の抗争を再び繰りひろげた。さらに教会は猶予期間にその威信をかけて学校設立のための運動に取り組んだ。1870年の時点で有志立学校総数8,281校中、英國国教会立6,382校であったが、1880年には14,181校中、11,416校と二倍以上となっている。表1は1900年までの有志立学校と委員会立学校(公立学校)の統計である。(Cruickshank, p.190) その増加数は最初の10年間は目覚しいものがあるがその後の伸びは鈍化している。また非国教会の学校は1900年には急速に減少している。一方公立学校は着実に増加している。

公立学校は学務委員会の財源によって施設設備の充実が図られ、有志立学校は公立学校の教育水準までに引き上げるために授業料を上げることを余儀なくされるが、そのことによって公立学校に生徒が流れ、さらに財政的な苦境に陥ることになる<sup>(12)</sup>。とくに非国教派の学校は公立学校への移管の道を辿ることになる。有私立学校の財政的危機を救うためにはもはや公費助成によるしかなく、このことが地方税からの有私立学校への助成を導入した1902年法の背景ともなっている。このときの保守政権は公選制の学務委員会を廃止し、地方行政組織のもとに教育委員会を設置して公立学校と有志立学校をともにその配下に置くことによって地方税による有志立学校への助成の道を開いた。勿論1902年法は基礎教育の土台の上に発達してきた上級学校を後の中等教育機関として制度的に位置づけることがその主要な目的であったが<sup>(13)</sup>、地方教育委員会のもとに有志立学校を管下に置くことで、有私立学校への地方税の支出を正当化するものであった。1902年法のこの措置は新たな宗教対立を生むことになったが、地方教育委員会が初等教育と中等教育を管轄するという1944年法の教育行政組織の基礎がおかれたことになる。

### 3. 1944年教育法と宗教教育の義務化

1870年基礎教育法以後の最大の教育改革といわれる1944年教育法は第二次大戦の最中に成立したものであった。このことは同法の基本構想に大きな影響を与えている。二度の国民総力戦を体験して、国民の間に国家意識の高揚と階級を超えた一体感が広まり、社会構造と学校教育制度の抜本的改革を求める声が広がってきた。戦争はとくに英国社会の歴然とした不公正をあぶりだした。クリュックシャンクは戦時中の学童疎開が英国社会の根本問題を人々に突きつけたと次のように述べている。

人々はこのようなものが存在していることを夢想だにしていなかった疎開児童たちの不潔さ、栄養不良、不作法にひどいショックを受けた。20世紀になってもディズレーリの「二つの国民」が存在しているという恥すべき事実を突きつけられたのである。教育は明らかに無知や貧困に対する国家の重要なキャンペーンであったが、不平等と変則的な事態を除去し、どこにでも存在する能力を広い範囲で發揮させるような教育制度の抜本的な改革のための検討が必要とされてきた。(141 p.)

英国では20世紀に入って急速に高まってきた労働者階級の教育への要求が

基礎教育後の学校を普及させ、これらの上構型の中等教育機関と、まったく別の流れで発達してきた伝統的な グラマースクールなどの下構型中等教育機関とを統合することが課題となっていた。相次ぐ教育改革への提言を盛り込んだレポートと教育改革の具体的取組みを示唆した緑書に促されて<sup>(14)</sup>、1943年7月に文部大臣バトラーは『教育の再建 (Reconstruction of Education )』と題する白書を公表した。それは教育の機会平等を目指す民主的な教育制度への再編成を中心にして懸案の諸改革を目指す、まさに英国の教育の再建計画であった。こうして1944年法において11歳までの第一段 (primary ) 教育に、分岐型 (グラマー・モダーン・テクニカル) ではあるが、第二段 (secondary) 教育の16歳までを義務教育とする統一学校制度が実現した。そこには当然有志立学校の位置づけと宗教教育の問題の解決も含まれていた。これらに関する1944年教育法の規定は次のようなものである。

まず、149の県 (county ) 及び都市 (county bourough) に地方教育当局 (Local Education Authority—以下 LEA) をおき、その公費によって運営する学校を公費維持学校 (maintained school ) とした。公費維持学校のなかに従来の公立学校 (county school )、と宗教団体が設置した有志立学校を含むが、この有志立学校は地方税の維持費助成額によって、50%の助成を得る援助学校 (aided school )、100%の助成を得る管理学校 (controlled school)、75%の助成を得る特別協定学校 (special agreement school)<sup>(15)</sup> に分けられた。これらそれぞれの学校の理事会の構成や教員の任命権についても定められている。

1944年法の宗教教育の規定の第一の特徴はすべての公費維持学校に宗教教育を義務付けたことである。この場合の宗教教育とは毎朝の集団礼拝 (Collective Worship) と宗教教授 (Religious Instruction) からなっている。学校の1日はこの全学一斉礼拝で始められることになっており、宗教教授は授業の始めか終わりという1870年法の時間割条項は撤廃された。公立学校では良心条項を条件に宗教教授はクーパーテンブル条項による非宗派的宗教教育を行なうべきこと、援助学校と特別協定学校には学則によるその宗派の宗教教育が義務付けられた。管理学校では親の要望がある場合には週2時間以内までの宗派教育を専任の教員によって行なうことができるが、それ以外は公立学校と同じく非宗派的な宗教教育を行なう。特別協定学校は宗派的宗教教授を行なうが、親が希望する場合は非宗派的宗教教授を行なうことができる。さらに公立学校と管理学校での宗教教授の内容はアグリード・シラバスに基づくべきことが定められた。このアグリード・シラバスはLEA毎

に作成または他のLEAのものを採択することになるが、それはLEAの召集した4委員会、(A) その地域の代表的なキリスト教宗派、(ローマ・カトリックは除く) (B) 英国国教会、(C) その地域の代表的な教員団体、(D) LEA、が協議会を持ち、全委員会の一致賛成を得た後採択されることになる。

このようにLEAの維持費援助の有無によって詳細に宗教教育のあり方を定めることによって、積年の宗教問題を解決しているが、ここに1870年法と1944年法の背景の違いを見ることができる。1870年基礎教育法と1944年法の宗教教育に関する条項を比較すると、1870年基礎教育法では公教育制度を発足させることが第一の課題であり、公立学校における宗教教育のあり方を各学務委員会に任せ、政府は消極的な姿勢をとったといえる。しかし注目されるのは当時のほとんどの公教育設立運動が宗教に関しては非宗派的宗教教育を探ることを方針に掲げ、公教育から宗教を排除する世俗主義を主張していなかったことである。世俗主義運動の代表として知られているコブデンでさえ国民学校協会 (National Public School Association) を1850年に結成したときに、「世俗の」を削除し、「非宗派的宗教教育が許されるべきである」と唱えた。同様に、1860年代の公教育運動をリードした全国公教育協会 (National Education League) も非国教徒を中心とする多くの支持を失わないために非宗派的宗教教育を主張していた<sup>(16)</sup>。フォースターの言うように「圧倒的多数の親は子どもにキリスト教教育を行なうべきだと、また聖書を読むことを教えるべきであると思って」いたのである<sup>(17)</sup>。さらに労働者階級の間に社会主義や世俗主義の影響が強まってきても、基礎学校に子どもを送っている親たちは聖書が教えられることを望んだのである<sup>(18)</sup>。大部分の公立学校で宗教教育を行なっていたという実態はこのような英國民のキリスト教との一体感を背景にしていた。

これに対して1944年法において宗教教育を義務化したこと、しかもカリキュラムのなかで宗教教育だけが唯一法的に義務化されたことは、上述のように何を措いても「二つの国民」国家を民主的な学校制度によって改革しようとする意欲と、その際英國文化の中心であるキリスト教を国民統合の核とした事情がある。第二次大戦の最中、ナチズムの脅威にさらされていた英國は民主主義をナチズムに対抗し得るものとして、その民主主義の基盤としてキリスト教を拠り所とした。キリスト教は英國のアイデンティティーの一部であり、「この戦争はキリスト教文明の異教徒のナチ帝国に対する十字軍」とされた。(Copley, p.22) すなわち民主的な国家を再建するための精神的基盤はキリスト教であるべきであるという強烈な意識によって、公教育の中心にキリスト教による宗教教育を位置づけたといえよう。同法には1988年

表2 公立学校と有志立学校 1903年、1938年 (生徒数の単位は千人)

| 年    | 公立学校   |       | 国教会    |       | ローマ・カトリック |     | メソディスト |     | その他   |     |
|------|--------|-------|--------|-------|-----------|-----|--------|-----|-------|-----|
|      | 学校     | 生徒    | 学校     | 生徒    | 学校        | 生徒  | 学校     | 生徒  | 学校    | 生徒  |
| 1903 | 6,003  | 2,870 | 11,687 | 2,338 | 1,058     | 337 | 452    | 157 | 1,042 | 263 |
| 1938 | 10,363 | 3,540 | 8,979  | 1,125 | 1,266     | 377 | 119    | 17  | 189   | 27  |

表3 公立学校と有志立学校 1959年 (有志立64校未決定)

|       | 公立学校   | 援助学校  | 管理学校  | 特別協定学校 | 合 計    |
|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 公立    | 18,861 |       |       |        | 18,861 |
| C . E |        | 3,378 | 4,519 | 25     | 7,976  |
| R . C |        | 1,960 | 2     | 66     | 2,033  |
| 他     |        | 148   | 307   |        | 460    |

法に見られるように宗教教育がキリスト教を中心にするべきであるという規定はないが、キリスト教であることは自明のことであった。諸教会の一致した宗教教育の義務化への主張があり、国会議員による強い要請と<sup>(19)</sup> 英国国教会のテンプル主教の有志立学校の地位保全ための目覚しい活躍があった<sup>(20)</sup>。かつての教会と国家や教会間の主導権争いは国家再建という共通の目的に向けての協力に変わっていた。

表2および表3にも表れているように<sup>(21)</sup>、趨勢はますます公立学校の有志立学校に対する優位となり、1944年法における有私立学校に関する細かい規定は、有私立学校の疲弊を救済するために公費援助によって有私立学校をLEAの管下に置くためであったことは言うまでもない。有志立学校の減少は財政難による学校統合や、公立学校への移管によるものであった。

しかしながらこのような背景には教会側の公立学校への評価とその宗教教育への信頼があった。公立学校の宗教教育への信頼を生み出したのはキリスト教会のエキュメニカルな動向のなかで1920年代から教会とLEAの協力によって公立学校のための非宗派的な宗教教育の協定指導要領(Agreed Syllabus)の作成が急速に広まったことである<sup>(22)</sup>。またハルは1910年のエンバラ宣教会議が宗教教育のあり方に大きな変化をもたらしたとのべている。すなわち世界各地に赴いた宣教師によって、人々はキリスト教に改宗しても、国民の生活の基本的構造は変わらないということが報告された。このことが「国民生活のキリスト教化」の運動へと発展した。これは国外だけの問題ではなく国内でも同様であるということが認識され、宗教的訓練では十

分ではなく、全人格の教育が必要であることが明らかになったというのである。(Hull, p.146) 礼拝は「明確な、直接的な、信する者の全的な忠誠を要求する権利を持つ神への応答である」。(Hull, p.34) 1944年法以前にほとんどの学校で何らかの宗教教育が行われていたとはいえ、宗教教授に加え毎朝の礼拝を義務化したことは、学校をクリスチヤン・コミュニティーとみなし、キリスト教教育によってコミュニティーの市民 (citizen) の養成を目指すことを宣言したといえる。1960年代に入りこのような宗教教育に対する批判とそれに続く一大転換が起こるまで、宗教教育は人間形成の中心的役割を担って英国の学校教育に位置づけられていたのである。

#### 註

- (1) 太田、1992、328 p. なお、世俗性の原理を近代公教育制度のメルクマールとする立場は公教育を世俗教育に限定するコンドルセの公教育思想をそのモデルとしている堀尾輝久『現代公教育の思想と構造』に負うところが多いよう思う。
- (2) A Dictionary of Religious Education, p. 1、Acts of Parliamentの項。
- (3) 江原は世界の公教育と宗教をとりあげる同書の意図を序章で「現代の公教育は、その主要な役割である基礎的な教科を中心とした認知的教育の充実と並んで、多文化社会にふさわしい道徳的、市民的、精神的価値を育成するために、複数の価値の共存を前提にした価値教育 (value education) をどのように若い世代に提供すればよいのかを鋭く問われているといってよいだろう。」と述べている。
- (4) 近代公教育制度の成立の基点を1833年の国家助成による教育への介入 (三好)、1870年の基礎教育法の成立 (成田)、1962年の改正教育令(大田)とする立場があるが、筆者は英國に公立の学校を始めて設置し、義務教育制度への道を開いた1870年基礎教育法を近代公教育の基点と考えたい。また1870年のElementary Education Actの訳を基礎教育法 (成田、大田) とする。
- (5) ラディカルズ (急進派)、「18世紀末から20世紀はじめにかけての政治的・社会的改革論者たち。明確な綱領や主義主張のもとに結成された政党や結社ではなく、漠然と急進的な思想の人々を指した呼称。1780年ごろから用いられ、19世紀半ばまではおもに選挙権拡大などの政治改革を唱える人々を指したが、その後自由党左派の急進的・革新的勢力に用いられ、彼らは教会・教育・社会保障・地方行政・税制など広範囲で改革をはかった。……」『英米史辞典』
- (6) 1902年法成立時の場合。その成立の経緯を追ういとまはないが、1902年法は本来基礎教育から発展してきた中等教育を制度化して、公的行政の枠組みに位置づけることを目的としていたが、教会立学校への公的助成問題が大きな論争の種となつた。
- (7) Murphy, 1972, はこれをアダム・スミス、ベンサムらのレセ・フェール思想の影響であるとしている。(p. 10)
- (8) 大田前掲書は改正法典が世俗教科のみを国庫助成の対象としたことで、同法典を近代公教育制度の基点としている立場から、その背景と内容、意義が詳細に論じられている。
- (9) W. E. Forsterは ブラドフォード出身の下院議員でクウェーカー教徒。トマ

ス・アーノルドの娘と結婚して国教徒となる。夫人は弟マシュー・アーノルドの詩の最大の理解者で、マシューも彼女に詩（Resignation—To Fausta）をささげ、書簡で二人は彼の詩や詩観について語り合っている。アーノルドは教育に宗教が欠かせないとしており（Butterfield）、Armytage はフォースターの人間観や教育政策にマシュー・アーノルドが影響を及ぼしたことを指摘している。（pp.210～211）

- (10) 多くの英國教育史（参考文献参照）がとりあげているが、宗教教育との関わりは Cruickshank, 1963, Murphy, 1972 に詳しい。またフォースターの私的メモと法案の関係については Roper 参照。
- (11) 良心条項はこのときに始まったものではなく、既に1820年代から適用されていたが、教区に1校（この場合当然国教会）しかない single school area では重要であった。これについては Murphy, 1971, pp.37～40 に詳しい。
- (12) 大田は学務委員会と教会側の財源を具体的に比較している。124～125頁。
- (13) 有志立学校への地方税の支出はとくに増加しつつあったローマ・カトリックへの "rates on Rome" という批判が強かった。
- (14) Hadow Report(1931)の基礎教育、Spens Report(1938)、および Norwood Report (1943) の中等教育の3分岐制の提言。Green Book は改革を要する諸問題を提起。これらは1944年教育法に反映された。
- (15) 特別協定学校とは1936年法において有私立学校の上級学校に50%以上75%までの地方政府の助成を行なう協定によって設立された学校。したがってすべて中等学校である。
- (16) Murphy, 1972, p. 59。なお NEL は1868年結成。その指導者ディクソンの法案とフォースターの提出した法案の類似性が指摘されている。
- (17) フォースターの議会での提案理由。これに続いて彼は「聖書だけが学校で禁じられる書物だと言うことは奇妙なことではないか？」とのべている。彼自身は宗教が教育に欠かせないことを確信していた。
- (18) 法案に世俗性が掲げられたのは労働組合会議の決議に基づく1906年教育法案である。労働党と労働組合会議が公費助成を受ける学校からの宗教教育の排除を圧倒的に支持したが、宗教的信念を持った組合員（特にカトリック）の反対により成立しなかった。1913年以降この問題は論議されなくなった。サイモン（成田訳）、289～311。Murphy, 1971, p.100。
- (19) チャーチル首相に提案した下院議員154名の文書。
- (20) カンタベリー主教。Butler 文相とともに国教会側の協力を取り纏めた1944年法の立役者。Cruickshank, Chapter 7, The Butler Act, 1944 に詳しい。
- (21) 表は Cruickshank, p. 191 による。非国教会は日曜日に各派の教会に出席させるため、非宗派的宗教教育に抵抗はなかった。一方ローマ・カトリックは独自の教義による宗教教育を行なうため、援助学校の地位を保持している。
- (22) アグリード・シラバスについては Hull, Copley、がとりあげている。

## 参考文献

- The Future of Religious Education; some facts and possibilities, 1941.* （首相チャーチルと文部大臣に当てた下院議員155名の意見書とメモ）  
 John William Adamson, *A Short History of Education*, Cambridge U.P., 1919.

- John William Adamson, *English Education 1789-1902*, Cambridge U.P., 1930.
- W. H. G. Armitage, "W. E. Forster and the Liberal Reformers", A .V. Judge, ed, *Pioneers of English Education*, Faber & Faber, 1951.
- H.C.Barnard, *A History of English Education from 1760*, Third ed. University of London P.,1964.
- O. H. Butterfield, "Aspects of the work of Matthew Arnold for Royal Commissions", *British Journal of Educational Studies*, Vol.15, No.3, 1967.
- P. Chadwick, *Shifting Alliances —Church & State in English Education*, Cassell,1997.
- W. F. Connell, *The Educational Thought and Influence of Matthew Arnold*, Routledge & K.P., 1950.
- Terence Copley, *Teaching Religion- Fifty years of religious education in England and Wales-*, Univ. Exeter Press,1977.
- S. J. Curtis, *History of Education in Britain since 1900*, Andrew Dakers, 1952.
- S. J. Curtis, *History of Education in Great Britain*, University of Tutorial Press, 1953.
- S. J. Curtis, M. E. A. Boultwood, *An Introductory History of Education in Britain since 1800*, University of Tutorial Press, 1970.
- M. Cruickshank, *Church and State in English Education- 1870 to the Present Day*, Macmillan, 1963.
- Phyllis Dole, "Religion and Morals in England", G.B.Jefery et al ed, *The Year Book of Education 1951* , The University of London Institute of Education, Evans, 1951.
- 江原武一編著『世界の公教育と宗教』東信堂、2003。
- Cameron Grant, "A Note on "Secular" Education in the Nineteenth Century", *British Journal of Educational Studies*, Vol.16, No.3, 1968.
- 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1992。
- John M. Hull, *School Worship An Obituary*, SCM, 1975.
- J. S. Hurt, *Elementary Schooling and the Working Classes 1860-1918*, Routledge & K.P., 1979.
- G. B. Jeffery & editors, "Education and Morals", *The Year Book of Education 1951*, The University of London Institute of Education, Evans, 1951.
- A. V. Judges, "introduction", A.V. Judge, ed, *Pioneers of English Education*, Faber & Faber, 1951.
- Lois M. R. Louden, "The conscience clause in religious education and collective worship: conscientious objection or curriculum choice?" *British Journal of Religious Education*, Vol.26, No.3, 2004.
- G. McCulloch, *Educational Reconstruction - The 1944 Education Act and the Twenty-first Century*, The Woburn Press, 1994.
- J.R.H.ムアマン、八代崇、中村茂、佐藤哲典訳、『イギリス教会史』聖公会出版、1991。
- 村岡健次「近代イギリス民衆教育史の再検討—宗教教育の視角から」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学の最前線』教育学年報 10、世織書房、2004。
- James Murphy, *Church, State and Schools in Britain,1800-1970*, Routledge & K.P., 1971.

- James Murphy, *The Education Act 1870 -Text and Commentary*, David & Charles, 1972.
- 成田克矢『イギリス教育政策史研究』御茶ノ水書房、1966。
- A. W. Newton, *The English Elementary School-Some Elementary Facts about it*, Longmans, 1919.
- 大田直子『イギリス教育行政制度成立史』東京大学出版、1992。
- B. Pattison, "Matthew Arnold", A. V. Judge, ed. *Pioneers of English Education*, Faber & Faber, 1951.
- D. R. Pugh, "The 1902 Education Act: The Search for a Compromise", *British Journal of Educational Studies*, Vol. 16-2, 1968.
- N. J. Richards, "Religious Controversy and the School Boards 1870-1902", *British Journal of Educational Studies*, Vol. 18 -2, 1870.
- Henry Roper, "E. W. Forster's Memorandum of 21 October, 1869: A Re-examination", *British Journal of Educational Studies*, Vol. 21-1, 1973.
- David Rubinstein, "Socialization and the London School Board 1870-1904: aims, methods and public opinion" Phillip MacCann, ed. *Popular Education and Socialization in the Nineteenth Century*, Methuen, 1977.
- 沢井昭夫「イギリス1870年初等教育法の成立過程－第一読解におけるW. E. Forsterの立法意識－」『東京教育大学紀要』第12号、1966。
- Lewis Amherst Selby-Bigge, *The Board of Education*, Putmann's Sons, 1927.
- Brian Simon, *Education & the Labour Movement 1870-1920*, Lawrence & Wishart, 1965.
- 成田克矢訳『イギリス教育史』1. 2. 亜紀書房、1977。
- 菅野芳彦『イギリス国民教育制度史研究』明治図書、1978。
- W. O. L. Smith, *Education in Great Britain*, Oxford-Maruzen, 1962.
- Herbert Ward, *The Educational System of England and Wales and its Recent History*, Cambridge U.P., 1935.
- Basil Yeaxlee, "Undenominational Christianity and Moral Training in the English School System", G. B. Jeffery et al eds. *The Year Book of Education 1951*, The University of London Institute of Education, Evans, 1951.
- John M. Sutcliffe, *A Dictionary of Religious Education*, SCM, 1984.
- 松村赳、富田虎男編著『英米史辞典』研究社、2000。